厚生年金保険法施行令第三条の十六に規定する運用職員の範囲を定める省令

厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）第三条の十六第二号の財務省令で定める次長は、財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）第十条第二項に規定する次長のうち、国家公務員共済組合制度に関する事務を整理する者とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○内閣府告示第五百二十四号

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）及び子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）の規定に基づき、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年三月二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

○総務省告示第六十九号

政党助成法（平成六年法律第五号）第十三条の規定に基づき、平成二十八年分として交付した政党交付金の総額及び各政党に対して交付した政党交付金の額を次のとおり告示する。

平成二十九年三月二日

総務大臣　山本　早苗

政党交付金の交付額　31,908,415,750円

1　政党交付金の総額　31,908,415,750円

2　各政党に対して交付した政党交付金の額

(1)　公明党

交付した月日	4月20日
	7月20日
	10月20日
	12月20日
小　計	743,024,500円
交付決定額	743,024,500円
	782,910,500円
	782,910,500円
小　計	3,051,870,000円
交付決定額	(3,051,870,000円)

(2)　社会民主党

交付した月日	4月20日
	7月20日
	10月20日
	12月20日
小　計	117,992,000円
交付決定額	117,992,000円
	102,719,000円
	102,719,000円
小　計	441,422,000円
交付決定額	(441,422,000円)

(3)　自由党

交付した月日	4月20日
	7月20日
	10月20日
	12月20日
小　計	83,204,750円
交付決定額	83,204,750円
	92,570,750円
	92,570,750円
小　計	351,551,000円
交付決定額	(351,551,000円)

(4)　自由民主党

交付した月日	4月20日
	7月20日
	10月20日
	12月20日
小　計	4,305,197,500円
交付決定額	4,305,197,500円
	4,412,948,000円
	4,412,948,000円
小　計	17,436,291,000円
交付決定額	(17,436,291,000円)

(5)　新党改革

交付した月日	4月20日
小　計	26,304,750円
交付決定額	26,304,750円
	(105,219,000円)

(6)　日本維新の会

交付した月日	4月20日
	7月20日
	10月20日
	12月20日
小　計	121,450,250円
交付決定額	121,450,250円
	232,577,250円
	232,577,250円
小　計	708,055,000円
交付決定額	(708,055,000円)

(7)　日本のこころを大切にする党

交付した月日	4月20日
	7月20日
	10月20日
	12月20日
小　計	140,077,250円
交付決定額	140,077,250円
	131,959,750円
	131,959,750円
小　計	544,074,000円
交付決定額	(544,074,000円)

(8)　民進党

交付した月日	4月20日
	7月20日
	10月20日
	12月20日
小　計	2,435,970,000円
交付決定額	2,435,970,000円
	2,238,454,000円
	2,238,454,000円
小　計	9,348,848,000円
交付決定額	(9,348,848,000円)
合　計	31,908,415,750円

○総務省告示第七十号

政党助成法（平成六年法律第五号）第二十七条第六項の規定により準用される同法第十三条の規定に基づき、平成二十八年中において交付した特定交付金の総額及び各政治団体に対して交付した特定交付金の額を次のとおり告示する。

平成二十九年三月二日

総務大臣　山本　早苗